

市民委員会資料

2 陳情の審査

- (1) 陳情第94号 県民のいのちと暮らしをまもる県単独制度の継続を求める
意見書提出を求める陳情

資料 小児医療費助成制度の概要

参考資料1 小児医療費助成制度の政令指定都市実施状況

参考資料2 小児医療費助成事業県内市町村別実施状況

参考資料3 平成25年度 県の予算編成に対する要望書（抜粋）

市民・こども局こども本部

(平成24年12月7日)

小児医療費助成制度の概要

1 制度の趣旨、経過

(1) 制度の趣旨

医療費助成により、子どもの健やかな成長と小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 制度の経過

昭和48年 4月 川崎市乳児医療費助成制度開始 0歳児のみ(入院・通院)所得制限なし
 平成 7年10月 神奈川県補助事業開始に伴い川崎市小児医療費助成制度に改める
 { 0歳児から2歳児(入院・通院)、3歳児～中学卒業まで(入院のみ) }
 1歳児以上所得制限

その後、段階的に所得制限を緩和するとともに、助成対象範囲を拡大してきた。直近では、平成24年6月に児童手当制度の改正に伴い、所得制限を緩和し、同年9月には通院助成対象年齢を小学校就学前から小学校1年生までに拡充した。

2 本市の現行制度について

(1) 根拠条例 川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号)

(2) 助成内容

- ア 0歳児から小学校1年生まで 入・通院に係る保険医療費の自己負担分
 (原則、医療証による現物給付方式)
 イ 小学校2年生から中学校卒業まで 入院に係る保険医療費の自己負担分
 (償還払い方式)

※いずれも一部負担金なし

(3) 所得制限

1歳児以上の場合、児童手当法施行令に定める所得限度額に準拠した所得制限あり

| 扶養人数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所得制限の額 | 630万円 | 668万円 | 706万円 | 744万円 |

(4) 平成23年度対象者と事業費

- ア 医療証交付者数 73,414人 (平成24年3月末現在)
 イ 事業費 2,906,969千円 (平成23年度決算)
 ウ 県補助金額 566,519千円 (平成23年度決算)

3 神奈川県の市町村に対する補助について

(1) 根拠規定 小児医療費助成事業補助金交付要綱(神奈川県要綱)

(2) 補助対象経費

医療扶助費(一部負担金相当額除く。)及び現物給付に伴う審査支払手数料

(3) 補助金交付対象

- ア 0歳児から小学校就学前まで 入・通院に係る保険医療費の自己負担分
 イ 小学校1年生から中学校卒業まで 入院に係る保険医療費の自己負担分

※ただし、4歳児以上に係る通院1回200円、入院1日100円の一部負担金相当額は、補助金交付対象外

(4) 所得制限

| 扶養人数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 所得制限の額 | 540万円 | 578万円 | 616万円 | 654万円 |

(5) 補助率

政令市においては、1/4

(政令市以外の市町村は1/3、標準財政規模等の要件を満たす市町村は1/2)

小児医療費助成制度の政令指定都市実施状況

※平成24年10月現在

| 都市名 | 対象年齢 | 所得制限 | 一部負担金 | 都道府県補助率 | 備考 |
|-------|--|--|--|-----------------|--|
| 川崎市 | 通院:0歳～小学校1年生 入院:0歳～中学校卒業 | 0歳なし 1歳以上児童手当制度に準拠(新) | なし | 1/4 | 平成24年6月から児童手当法施行令による所得制限緩和 平成24年9月から 通院:小学1年生まで拡大 |
| 札幌市 | 通院:0歳～小学校就学前 入院:0歳～中学校卒業 | 児童手当制度に準拠(新) | 初診時のみ医科580円、歯科510円 小・中学生の場合で住民税非課税の方、医科580円、歯科510円、課税の方は医療費の1割(限度額あり) | 1/2 | 平成24年6月から児童手当法施行令による所得制限緩和 平成24年4月から 入院:中学校卒業まで拡大 |
| 仙台市 | 通院:0歳～小学校3年生 入院:0歳～中学校卒業 | 児童手当制度に準拠(旧) | 3歳以上の通院は初診料算定時500円 小学生以上の入院は1日500円(10日を限度) | 1/2 | |
| さいたま市 | 通院:0歳～中学校卒業 入院:0歳～中学校卒業 | なし | なし | なし | |
| 千葉市 | 通院:0歳～小学校3年生 入院:0歳～中学校卒業 | なし | 市民税所得割課税者は 通院1回300円 入院1日300円 (市民税所得割が課税されていない方は無料) | 1/4 | 平成23年8月から 通院:小学校3年生まで拡大 一部負担金を通院・入院1回200円から300円に変更 |
| 横浜市 | 通院:0歳～小学校1年生 入院:0歳～中学校卒業 | 0歳なし 1歳以上児童手当制度に準拠(旧) | なし | 1/4 | 平成24年10月から 通院:小学1年生まで拡大 |
| 相模原市 | 通院:0歳～小学校3年生 入院:0歳～中学校卒業 | 0歳なし 1歳以上児童手当制度に準拠(旧) | なし | 1/4 | |
| 新潟市 | 通院:0歳～小学校3年生 入院:0歳～中学校卒業 | なし | 通院:同一医療機関で月4回まで1日530円 入院:1日1,200円 | なし | 平成23年9月から 1歳以上の所得制限を廃止 平成24年9月から 入院:中学校卒業まで拡大 |
| 静岡市 | 通院:0歳～中学校卒業 入院:0歳～中学校卒業 | なし | 通院のみ 1歳以上1回500円 | なし | 平成24年4月から 通院:中学校卒業まで拡大 |
| 浜松市 | 通院:0歳～中学校卒業 入院:0歳～中学校卒業 | なし | 通院1回500円 小学校就学前までは1回500円(月4回まで) 入院1日500円 | 1/4 0歳児のみ1/3 | |
| 名古屋市 | 通院:0歳～中学校卒業 入院:0歳～中学校卒業 | なし | なし | 1/2 | 平成23年10月から 通院:中学校3年生まで拡大 |
| 京都市 | 通院:0歳～小学校卒業 入院:0歳～小学校卒業 | なし | 入院:1月1医療機関につき200円 通院:3歳未満は1月1医療機関につき200円 3歳以上は1月3,000円を超えたとき、 超えた額を償還する | 1/2 | 平成24年9月から 通院:小学6年生まで拡大 |
| 大阪市 | 通院:0歳～小学校就学前 入院:0歳～中学校卒業 | 3歳未満:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(旧) | 1医療機関ごとに1日当たり500円以内で月2日を限度 | 1/2 | 平成23年11月から 入院:中学校卒業まで拡大、0歳～2歳所得制限撤廃 平成24年11月から 通院:中学校卒業まで拡大予定 |
| 堺市 | 通院:0歳～中学校卒業 入院:0歳～中学校卒業 | なし | 1医療機関あたり、月2日を限度に各日500円まで | 1/2 | |
| 神戸市 | 通院:0歳～小学校卒業 入院:0歳～中学校卒業 | 0歳なし 1歳以上市民税所得割額が23.5万円未満 | 0歳無料 1歳以上の通院は、1医療機関毎に1日上限600円 (低所得者600円)を、月2回まで(3回目以降無料)。入院は負担なし | 1/2 ※ | 平成23年10月から 通院:10歳～12歳を子ども医療費助成事業として実施 平成24年12月から所得制限・一部負担金を緩和予定 ※10歳～15歳の入院に係る保険医療費自己負担額(3割)の1/3は県補助(10/10) |
| 岡山市 | 通院:0歳～小学校就学前 入院:0歳～中学校卒業 | なし | なし | なし | |
| 広島市 | 通院:0歳～小学校就学前 (小学校1・2年生の発達障害児) 入院:0歳～小学校就学前 (小学校1・2年生の発達障害児) | 児童手当制度に準拠(旧) | 原則、医療機関ごとに、通院の初診料算定時に1日500円(月4日を限度)、入院は負担なし (1歳児以降は、乳児健診相談等の受診状況により一部負担金が異なる) | 1/2 | |
| 北九州市 | 通院:0歳～小学校就学前 入院:0歳～中学校卒業 | 3歳未満:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(新) (子ども2人以上世帯は申請により所得制限を免除) | 小・中学生の入院のみ 1医療機関ごと1日500円(月3,500円まで) | 1/4 | 平成24年10月から児童手当法施行令改正による所得制限緩和 平成23年10月から 入院:中学校卒業まで拡大 |
| 福岡市 | 通院:0歳～小学校就学前 入院:0歳～小学校卒業 | なし | なし | 1/4 | |
| 熊本市 | 通院:0歳～小学校3年生 入院:0歳～小学校3年生 | なし | 医科:3歳から1医療機関ごと月500円 歯科:5歳から1医療機関ごと月500円 | 1/3 | 平成23年10月から 通院:小学校3年生まで拡大 |

小児医療費助成事業県内市町村別実施状況

(平成24年10月1日現在)

| | 所得制限 | 年齢制限 | | 一部負担金 徴収 | 都道府県 補助率 | 備考 |
|-----------|----------------------------------|-------|---------|------------------------|-------------|--|
| | | 入院 | 通院 | | | |
| 県 基 準 | 児童手当旧特例給付基 準相当額に準拠 | 中学校卒業 | 小学校就学前 | 入院:1日100円 通院:1回200円 | | |
| 横 浜 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学1年まで | × | 1/4 | H24.10~通院を小学1年生まで拡大 |
| 川 崎 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:児童手当新基 準額に準拠 | ○ | 小学1年まで | × | 1/4 | H24.6~所得制限を緩和(児童手当法施行令改正による) H24.9~通院を小学1年生まで拡大 |
| 相 模 原 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/4 | |
| 横 須 賀 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | ○ | × | 1/3 | |
| 平 塚 市 | 小学校就学前までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学6年まで | × | 1/3 | H24.4~通院を小学3年生から小学6年生まで拡大 |
| 鎌 倉 市 | 小学校就学前までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学6年まで | × | 1/3 | |
| 藤 沢 市 | 小学校6年までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学6年まで | × | 1/3 | |
| 小 田 原 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/3 | |
| 茅ヶ 崎 市 | 3歳まで制限なし 4歳以上:旧特例 | ○ | ○ | × | 1/3 | |
| 逗 子 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学1年まで | × | 1/2 | |
| 三 浦 市 | 小学校3年までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/2 | H24.4~通院を小学2年生から小学3年生まで拡大 |
| 秦 野 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学4年まで | × | 1/3 | H24.10~通院:小学校4年生まで 通院、入院ともに1歳児以上に所得制限を実施 (0歳児は所得制限なし) |
| 厚 木 市 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/3 | |
| 大 和 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学6年まで | × | 1/3 | |
| 伊 勢 原 市 | 小学校3年までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/3 | H23.10~通院の補助対象も6歳児から小学3年生ま で拡大 |
| 海 老 名 市 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/3 | |
| 座 間 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/3 | |
| 南 足 柄 市 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/3 | |
| 綾 瀬 市 | なし | ○ | 小学6年まで | × | 1/3 | H24.10~通院の補助対象を小学6年生まで拡大 |
| 葉 山 町 | 小学校就学前までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学4年まで | × | 1/2 | |
| 寒 川 町 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学3年まで | × | 1/3 | |
| 大 磯 町 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | 小学6年まで | × | 1/2 | |
| 二 宮 町 | 小学校就学前までなし 以降は児童手当新基準 額に準拠 | ○ | 小学6年まで | × | 1/2 | H23.10~小学3年生までから小学6年生までに拡大した H24.10~小学1年生から小学6年生まで所得制限を実施 |
| 中 井 町 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/3 | |
| 大 井 町 | 0歳:制限なし 1歳以上:旧特例 | ○ | ○ | × | 1/3 | |
| 松 田 町 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/2 | |
| 山 北 町 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/2 | |
| 開 成 町 | 3歳未満なし 以降は旧特例 | ○ | ○ | × | 1/3 | |
| 箱 根 町 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/3 | |
| 真 鶴 町 | 小学校就学前までなし 以降は児童手当新基準 額に準拠 | ○ | 小学6年まで | × | 1/2 | H24.4~通院の補助対象を小学校就学前から小学6 年生まで拡大 |
| 湯 河 原 町 | 小学校就学前までなし 以降は旧特例 | ○ | ○ | ○ | 1/2 | |
| 愛 川 町 | 小学6年までなし 以降は旧特例 | ○ | 小学6年まで | × | 1/3 | |
| 清 川 村 | なし | ○ | 中学校卒業まで | × | 1/3 | |
| 県 基 準 数 | 0 | 33 | 5 | 1 | | |
| 単 独 基 準 数 | 33 | 0 | 28 | 32 | | |

<凡例>

- ・「○」県基準と同様の基準で実施
- ・「×」一部負担金無し(市町村が負担)
- ・所得制限及び年齢制限について、市町村単独基準の場合は基準内容を表記

県単独補助事業における補助基準の格差是正及び 県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直し等 について

■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性及び事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。
- 3 市町村自治基盤強化総合補助金については、政令指定都市と一般市との間の補助対象の格差について、早急に是正するよう要望する。

■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、市民の理解を得るのは容易なことではありません。
- 政令指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 現在、県では神奈川県緊急財政対策本部において、県の厳しい財政状況への対応として、県単独補助金の見直しを検討されていますが、仮に見直しを検討している全ての県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、本市では約15.8億円の歳入減となります。これにより、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。一方、重度障害者医療費給付事業補助金については、県において、今年度から補助対象を精神障害者へ拡充する制度改正を行ったところであり、本市においても拡充を検討しているところですが、仮に一時凍結又は廃止された場合、県内市町村へ多大な混乱を招くこととなります。
- 市町村自治基盤強化総合補助金については、県内市町村の意見を反映し一定の見直しが図られたものの、補助対象について、政令指定都市と一般市との間に依然、格差が存在する状況です。

【県単独補助事業における補助率の格差】

| 名 称 | 格差の内容 | 当初補助率 |
|---------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金 | 【補助率】 政令指定都市 1/3 一般市 1/2 | 【補助率】 政令指定都市 1/2 一般市 1/2 |
| 小児医療費助成事業補助金 | 【補助率】 政令指定都市 1/4 一般市 1/3 | 【補助率】 政令指定都市 1/2 一般市 1/2 |
| 重度障害者医療費給付補助事業補助金 | 【補助率】 政令指定都市 1/3 一般市 1/2 | 【補助率】 政令指定都市 100% 一般市 100% |
| 外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金 | 【補助率】 政令指定都市 対象外 一般市 1/2 | 【補助率】 政令指定都市 対象外 一般市 1/2 |

【見直しにより影響を受ける本市県単独補助金 15.8 億円の内訳】

※平成 24 年度予算で 1,000 万円以上の補助金について表中に名称を記載。単位は億円。

| 補助金名称 | H24 予算 | 補助金名称 | H24 予算 |
|-----------------------|--------|--------------------|--------|
| 重度障害者医療費給付補助事業補助金 | 6.3 | 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金 | 0.5 |
| 小児医療費助成事業補助金 | 6.2 | 市町村消防防災力強化支援事業費補助金 | 0.3 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金 | 1.5 | 民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金 | 0.1 |
| 神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金 | 0.8 | その他 6 補助金 (※) | 0.1 |

(※) 神奈川県小児救急医療対策費補助金、国県指定文化財保存修理等補助金（市町村）、救急医療機関外国籍県民対策費補助金（民間分・市町村分）、市町村青少年行政推進費補助金、鳥獣保護管理対策事業費補助金、市町村金融広報活動推奨事業交付金

【市町村自治基盤強化総合補助金における補助対象の格差】

| |
|--|
| 要領上、全補助対象事業のうち、以下の事業は政令指定都市補助対象外 ①市町村幹線道路整備事業 ②準用河川治水対策事業 ③バリアフリー対策事業 |
|--|

この要望書の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183